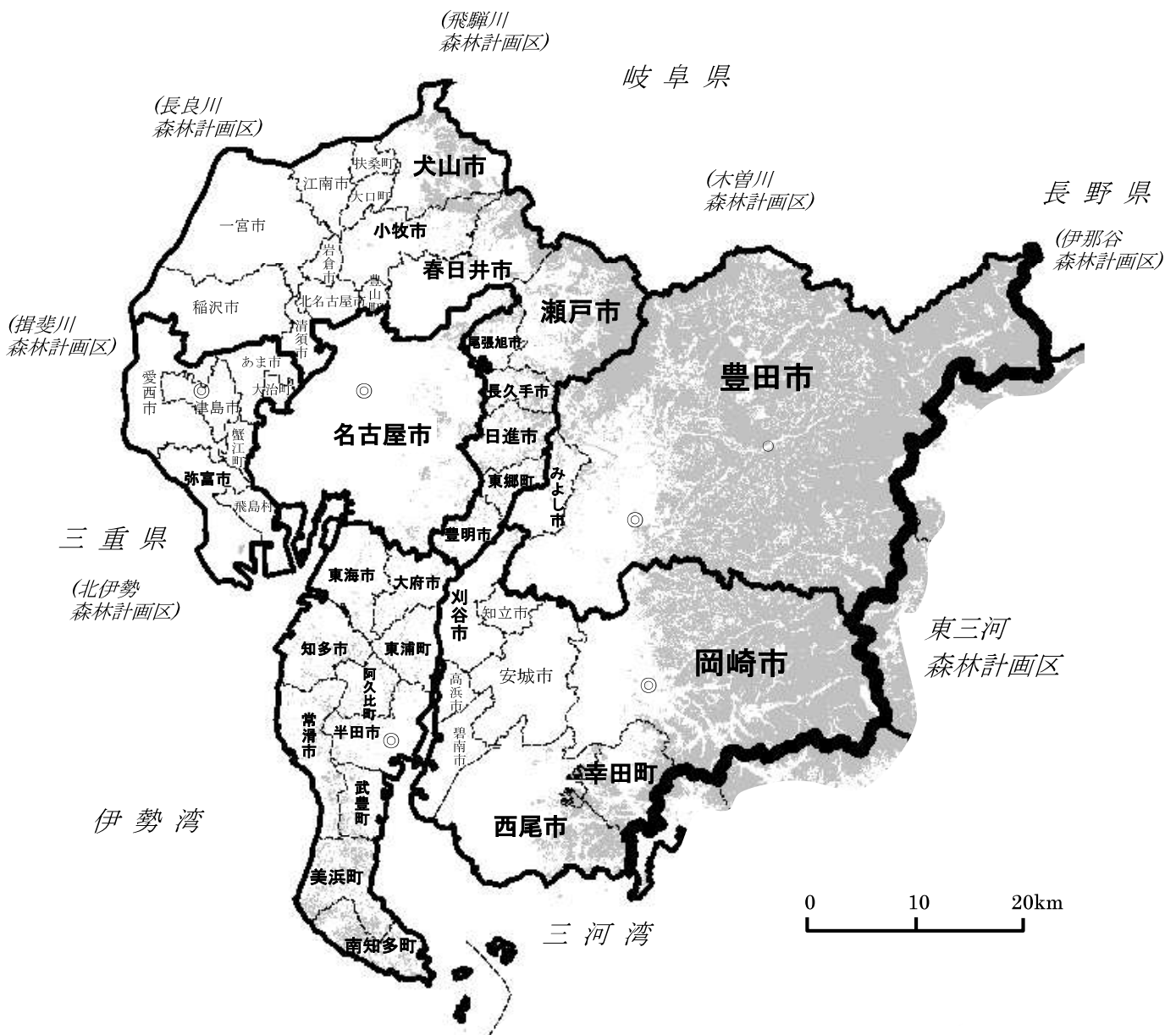


犬山市森林整備計画

計画期間（ 自 令和 8年4月 1日
至 令和18年3月31日 ）

愛知県犬山市

尾張西三河森林計画区の位置図



凡 例	
	計画区界
	市町村界
	地区界
	農林水産事務所
	豊田加茂農林水産事務所 森林整備課



注1：ゴシック表記の市町村は、地域森林計画対象森林を有する市町村

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林の病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項

- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は愛知県の最北端に位置し、市の西部は木曾川扇状地の頭頂部にあたり標高30～50mぐらいの沖積低地及び段丘地域からなり、城下町として発展してきた中心市街地や農業用地・工業用地・住宅団地として利用されている。東部は愛岐丘陵と呼ばれる標高130～200mぐらいの緑豊かな低山地が広がり、自然環境を生かした観光・文化・研究施設が立地している。

市域は、東西12.4km、南北11.4kmで総面積は7,490haである。森林面積は3,380haで総面積の45%を占め、うち地域森林計画対象民有林面積は2,221haで人工林は388ha(17%)である。

市の東部から岐阜県境に位置する丘陵地内に位置する国有林(犬山・八曾自然休養林)は、1,149haで、飛騨木曾川国定公園に指定されており、犬山、八曾の2団地で構成された都市近郊林となっている。

日本ラインを望む犬山国有林は、木曾川に面しており、豊かな清流と調和した起伏に富んだ岩山が優れた景観を呈しており、自然探勝等に適している。

八曾黒平山(標高327m)を中心とした八曾国有林は、清流や多様な生物を育む豊かな森林として、また、都市部における身近な森林レクリエーションの場として多くの人々に利用されている。

本計画の対象となる森林は地域住民の生活環境に密着した里山から、水源の涵(かん)養を重視する森林、山地災害の防止を重視する森林、国定公園の風致保全林、大学などの教育・研究目的に活用される森林など、様々な目的を有している。

森林に対する住民の意識・価値観は多様化しており、さらに、地球温暖化対策にも貢献するなど、森林の持つこれらの公益的機能先の世代に継承していくことの重要性は益々高まってきている。

本市において森林は大きな財産の一つととらえ、この機能を最大限発揮できるように適正な森林整備を実施してゆくことが重要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 水源涵(かん)養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている等、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の考え方及び施業の推進方策
水源涵(かん)養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵(かん)養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵(かん)養の</p>

	<p>機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能/土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れ</p>

	<p>た自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

本市は、「かなめもち」を市の木、「さくら」を市の花に指定している。道路や公園、河川などの市内各所にはこれらの樹木が植樹されるとともに、また、秋の木曾川沿いを鮮やかに彩る「もみじ」など、地域のシンボルとなる樹種に恵まれている。

特徴的な樹木による地域に根差した潤いある環境整備を行うとともに、東海自然歩道なども利用した健康市民づくりのための空間としての機能が十分に発揮されるような森づくりを目指すとともに、「かなめもち」や「さくら」、「もみじ」等を積極的に植栽し、景観等に配慮した森林整備に努める。

また、森林環境を活用し、市民の学習、交流を推進しつつ、市民と協働する森林整備に努める。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

流域内の市町村、県、森林所有者、中部森林管理局愛知森林管理事務所等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し下表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

樹種	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
伐採齢	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐については、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が、再び立木地となること)を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して、伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。

(1) 主伐の方法

皆伐(主伐のうち択伐以外のもの)は、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
 - イ 森林の有する多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
 - ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
 - エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
 - オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意すること。
- また、集材方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により実施するものとする。

(2) 主伐の時期

木材生産機能を重視する場合については、標準的な施業体系を次のとおり

とする。その他の場合は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の維持・発揮との調和に配慮し、伐期の長期化等を図ることとする。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安(年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作、梁、桁、板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的の樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	アベマキ、コナラ、ヤマザクラ、カエデ類等有用広葉樹

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。ただし、森林所有者等の要望により、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、

周辺の森林所有者や県の林業普及指導員又は市の産業課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

また、地域の要望を考慮し、花粉発生源対策を加速化するために、花粉が少なく成長が早いエリートツリー等の選定に努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
ヒノキ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
マツ類	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	
広葉樹	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市の産業課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>植栽の支障となる樹木及び下草を伐倒又は刈り払いを行うこととする。また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。</p> <p>なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。</p>

植付けの方法・時期	<p>自然条件及び既往の造林方法等を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木を成長に優れた特定苗木とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。</p> <p>また、苗木を成長に優れた特定苗木の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。</p>
低コスト造林	<p>1,000～2,000本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、下表の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

天然更新の対象樹種(後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。)と完了基準は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	
広葉樹	カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

天然更新の完了基準

更新完了の判断基準	<p>(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5m以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。</p> <p>(2) 更新が完了した状態は、次表で示す期待成立本数に3/10を乗じた本数が確保されているものとする。</p> <p>(3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。</p>
-----------	--

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る。)を更新するものとする。

樹種	期待成立本数
広葉樹	10,000本/ha

樹高は30cm以上とする。

なお、天然下種更新による場合は、必要に応じて次表の天然更新補助作業を行うこととする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
芽かき、植込	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込を行う

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(1) 標準地の設定

標準地の面積は、0.01ha程度とする。標準地の箇所は、対象区域が1ha未満の場合は1箇所。1ha以上の場合は、1haにつき1箇所設定する。

(2) 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の(1)に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。ただし、その時点で期待成立本数の10分の3を下回るものについて、その後2年以内に10分の3以上となるよう植栽し、更新を完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合
1の(1)による。

イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を 10,000 本/ha とし、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについては、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが認められる範囲で行うものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目以降		
スギ	密仕立て	5,000	16	22	29	間伐率は、材積で概ね35%以下とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 効率的な作業実施上、必要に応じて列状伐採の実施も考慮することとする。	
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		
ヒノキ	密仕立て	5,000	16	22	29		
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な樹齢とするほか、平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の場合は10年、標準伐期齢以上の場合は15年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	16		
下刈	スギ	2	1	1	1	1	1	1	1				植栽木が下草から抜け出る間に行う。実施時期は6月から7月頃を目安とする。	
	ヒノキ	2	1	1	1	1	1	1	1					
つる切	スギ									1	1	下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月から7月頃を目安とする。		
	ヒノキ									1	1			

除 伐	スギ									1	1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の維持や改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。実施時期は、6月から8月頃を目安とする。
	ヒノキ									1	1	
枝打ち	スギ									1	1	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は樹木の生長休止期の11月から3月頃とする。
	ヒノキ									1	1	

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、下表のとおり伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、水源の涵(かん)養の機能を損なわないようにするため、過密になっている樹木の間伐を推進し、最終的に広葉樹を含めた複層林を目指すようにする。その森林の区域については、別表2のとおりとする。

伐期を延長すべき森林の伐期齢の下限

樹種	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
伐期齢	50年	55年	50年	50年	30年

**(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
その他水源涵(かん)養機能維持増進森林以外の森林**

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林その他水源涵(かん)養機能維持増進森林以外の森林は別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの公益的機能の発揮ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を下表のとおり標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する施業を推進することとする。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
伐期齢	80年	90年	80年	80年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし(別表1)

(2) 施業の方法

適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

別表1

区分	森林の区域(林班)	面積(ha)
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	11,16,19,36,39	435.14
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	1,2,4,7~9,13~21, 24,26~28,30,31, 35~39,40	794.9
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	4,15,27,31	51.92
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	該当なし	

別表2

施業の方法		森林の区域(林班)	面積(ha)	施業種
伐期の延長を推進すべき森林		11,16,19,36,39	435.14	A
長伐期施業を推進すべき森林		1,2,4,7~9,13~21, 24,26~28,30,31, 35~39,40	794.9	B
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業 (択伐によるものを除く)	4,15,27,31	51.92	C
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし		
特定広葉樹の育成を行う施業を推進すべき森林		該当なし		

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在犬山市で森林整備を実施している一般社団法人は1団体あるが、森林法第10条の11第2項に定める施業実施協定は締結していない。今後、森林整備を実施するうえで施業実施協定の締結が必要となった場合は、県、市が必要な助言を行って協定締結につなげる。

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。特に不在森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・民間経営体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を図る。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画における経営の受託にあたっては、森林の育成権が委ねられているものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 地域の森林を一括した経営管理を行う必要がある場合は、本市や森林組合等による一括管理に向けた意向調査等の取組を実施するほか、必要に応じて森林経営管理制度の活用を図る。
- (2) 森林経営管理制度の運用に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施、施業を計画的、効率的に行うため、市、近隣市町村、森林所有者等地域ぐるみで森林の施業の推進体制を整備するとともに、集落単位で間伐をはじめとする施業の共同化、委託を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な森林経営を推進するため、施業実施協定を促進し造林、保育、及び間伐の計画的かつ効率的な施業を推進することとする。

森林の整備に関して消極的な森林所有者に対しては、広報、地区集会を利用し、不在森林所有者については、パンフレットの配布等で森林経営の参画意欲の拡大を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1)共同して施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)全員により各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成して代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業経営体などへの共同委託により実施する。
- (2)作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。
- (3)共同施業実施者が施業などの共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な施業を推進するため、林道(林業専用道を含む。以下同じ。)及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

なお、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を次表のとおり

定める。

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム	110	35
中傾斜地(15°~30°)	車両系作業システム	85	25
	架線系作業システム	25	25
急傾斜地(30°~35°)	車両系作業システム	60(50)	16
	架線系作業システム	20(15)	16
急峻地(35°~)	架線系作業システム	5	5

注1:「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注2:「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3:「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、「林道規程」(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)又は「林業専用道作設指針」(平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として「愛知県林業専用道作設指針」(平成23年4月1日23森保第207号愛知県農林水産部長通知)に則り、開設する。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道については、「森林環境保全整備事業実

施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「
民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長
官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長
官通知)を基本として「愛知県森林作業道作設指針」(平成23年4月1日23
森保第294号愛知県農林水産部長通知)に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日林整備第656号林野庁長官
通知)等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者の養成及び確保については、女性等の活躍・定着に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

特になし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関
する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確
認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害等による被害については、その早期発見及び早期駆除等に努め、必要に応じて予防措置を講ずるものとする。

(2) その他

特になし

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

野生鳥獣による食害等による直接的な森林被害については把握していない。野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等に努める。

3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

- (1) 林野火災予防思想の普及、啓発
- (2) 林野パトロールの実施

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林又は森林の周囲1kmの範囲内にある土地における火入れに関しては、犬山市火入れに関する条例(昭和59年9月22日条例第25号)及び犬山市火入れに関する条例施行規則(令和7年12月25日規則第33号)の規定を遵守しなければならない。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

特になし

- (2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域は、次表のとおりとする。

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
犬山	4-口	2.4		2.4				犬山城
楽田	27-口	5.91	0.94	4.97				大縣神社

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の

維持増進を図るため択伐による施業(特定広葉樹の育成を行う施業等)の非皆伐施業を原則とする。

なお、望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項については、次表のとおりする。

造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	天然更新とする、更新が困難な場合は、広葉樹植栽をする
保育	下刈り、つる切り、除伐などを適切に実施する
伐採	非皆伐施業、択伐とする
その他	他法令により、制限を受けている森林については、法令に定める方法による。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

特になし

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
広葉樹	15m	

4 その他必要な事項

利用者の安全に配慮するとともに、森林、施設の適正な維持管理に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

計画区域外ではあるが本市内には次の1地区が森林とのふれあいの場として整備されている。

今井東山地区の森林にアウトドア・ベース犬山キャンプ場が自然とのふれあいの場として整備されており、釣り、キャンプ、バーベキューが楽しめる。今後とも、さらに自然の中で多くの人々が森林からの恩恵を受けられるように努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

次における総合利用施設を中心として利用の推進を図るとともに身近な里山林や都市近郊林が人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、森林所有者と都市や地域の住民の連携及び協力の下で、整備及び保全活動と利用活動を一体的に推進できる条件を整備する。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状	
	位 置	規 模
アウトドア・ベース 犬山キャンプ場	今井東山地区	野営場等
犬山城	犬山城周辺地区	
日本モンキーパーク	犬山官林地区	遊園地
日本モンキーセンター	犬山官林地区	世界サル類の動物園等
博物館明治村	池野内山地区	野外展示家屋等
野外民族博物館 リトルワールド	今井成沢地区	野外展示家屋等

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林環境譲与税を利用し、地域の実情に応じた持続的な森林の整備及びその意識の向上並びに健全な森林の育成に資するため、市内の団体や法人が森林維持管理及び普及に要する費用について、犬山市森林整備地域活動支援事業補助金を交付している。

また、定期的に犬山市民総合大学の環境学部にて、東京大学の協力を得て、森林(東京大学演習林)に関する講座を実施し、広く市民が豊かな自然の価値と恵みを学ぶことができる場を提供している。

森林は、犬山市の大きな財産の一つであり、より多くの人々が森林の有する機能を理解することが重要である。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

特になし

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

- ・保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。
- ・環境の保全等については、今後とも地域と一体となり推進していく。
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく規制区域の森林の土地において、関係機関と連携し、盛土等による災害を防止するための適切な対応を行う。
- ・市有林の人工林については森林組合に保育、間伐等を委託して適正に整備保全を進める。
- ・「犬山市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、市内の建築物等において木造・木質化等を推進する。